

京都府立医科大学フェローシップ実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、科学技術イノベーションを創出する人材となる若手研究者を育成するため、大学院医学研究科博士課程に在学する学生が研究に専念できるよう、フェローシップ支給による経済的支援を行うとともに、大学院修了後の研究者としてのキャリアパスを確保し、研究体制の充実及び研究遂行能力の向上を図ることを目的とする。

(支給対象者の要件)

第2条 フェローシップ支給の対象は、優れた研究能力を有し、研究に専念することを希望する、大学院医学研究科博士課程第2学年の学生とする。

ただし、病院や企業等において常勤で勤務する社会人、国費による支援を受けている学生(独立行政法人日本学術振興会の特別研究員として採用されている学生)、国費外国人留学生、本国から奨学金等の支援を受けている留学生については対象とすることができない。

(支給人数及び期間)

第3条 フェローシップ支給の学生数は1学年6人とし、支給期間は原則として3年間とする。

(支給額)

第4条 フェローシップは1人当たり年額250万円(うち研究専念支援金として年額240万円)とする。なお、研究専念支援金は、月20万円(年額240万円)を支給するものとする。

(研究費)

第5条 フェローシップのうち年額10万円は、研究費として、支給対象者毎に研究に直接必要な経費に充てるものとし、管理は大学が行うものとする。

(評価委員会)

第6条 フェローシップ支給対象者(以下「支給対象者」という。)の選考と定期的な評価を行うため、フェローシップ評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員は学長が指名し、委員会の運営に関する事項は別に定める。

(申請手続き)

第7条 第2条に定める要件を満たし、フェローシップの受給を希望する者は、指定する期限までに学長に申請書を提出するものとする。

(支給対象者の選考)

第8条 委員会は書面及び面接により、研究遂行能力と将来性を評価し、経済的状況も考慮して支給対象者を決定する。

(支給対象者の義務)

第9条 支給対象者は、研究に専念し、次に掲げる事項を義務づけられるものとする。

- (1) 委員会への研究進捗状況の報告
- (2) 京都4大学連携研究発表会を含む委員会が指定する大学間連携イベント等での研究発表
- (3) 大学と企業の研究者交流の場として委員会が指定する研究交流会等での研究発表
- (4) 月報の作成、提出

(評価)

第10条 委員会は、支給対象者の研究専念の実態把握とともに、前条の履行状況を定期的に評価し、必要に応じて指導を行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めのない事項については、委員会において決定する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。